

浜田教育事務所だより

発行

平成21年3月13日
第28号

浜田教育事務所

来年度に向けて

今年度も残すところわずかとなりました。各学校におかれましては卒業式等の諸行事や年度末のまとめ、また来年度を見越したさまざまな取組が滞りなくなされていることと思います。日頃から当事務所の事業等に御理解・御協力いただいておりますこと、深く感謝いたします。

さて、今年度も管内の多くの学校を訪問し、さまざまな取組の様子や、授業を通じた児童生徒の成長の様子と職員の皆さんの研鑽の過程を見せていただきました。その中で、の気付きのいくつかをお知らせしますので、組織や授業の改善等に役立てていただければと思います。

○教職員全員で「めざす子ども像」を共有し、子どもの実態を踏まえ、「どのような力をつけるのか」という目標を意識した授業が増えています。今後もゴールを意識した教材研究、単元構想をしていただきたい。

○校内研究への管理職の積極的なかわりが、職員の意欲や意識の高揚に好影響を与えていた。また、校外の参加者も含めた研究協議が活発に行われ、深まった学校が多くあった。研修や情報交換等のためにも、授業参観だけでなく研究協議に参加することで指導力がさらに向上していくと思われるので、今後も継続して近隣校や異校種の学校、関係機関等との連携強化をお願いしたい。

また、新学習指導要領が小学校においては平成二十三年度、中学校においては平成二十四年度に完全実施となり、来年度から移行期間に入ることから、去る二月十九日に「新教育課程実施に向けての情報交換会」を行いました。浜田教育事務所独自の取組として計画したもので、年度中途の計画であったにもかかわらず多くの参加があり、実り多い会になりました。その中で出てきたいくつかのポイントについてお知らせします。

○新学習指導要領の趣旨が共通理解できるように計画的に研修を行う。

○総則に示されている「教育課程編成の一般方針」を各学校でどのように具現化するのかを十分に協議し、共通理解を図った後に全体計画や年間指導計画に反映させていくなど、組織として取り組む。

○教育活動計画について検討する際は、「学習指導要領」「教育課程改訂と移行措置のポイント」「新学習指導要領Q&A」等を参考にするとともに、常に根本(答申・学習指導要領改訂の趣旨等)に立ち返り、具体と抽象との往復をしながら取り組む。

○移行期間中を含め、保護者や地域に自校の教育課程について説明する機会を設けるように留意する。

○新教育課程実施に向けての情報交換会の際に、平成二十年度から完全実施までの各教科等ごとの取組計画を一覧表にして示した学校もあった。全教職員が学校全体の取組について見通しをもったり、自己の役割を明確に自覚していく点で有効である。

各学校におかれましても、前述のような点を参考に、新教育課程への取組をお願いしたいと思います。

(文責：学校教育スタッフ 中村・鳥居)

